東大阪市軟式野球協会
大阪府軟式野球連盟　東大阪支部

審判委員規約

１ 役 員

（１）審判委員に、次の役員をおく。
審判部長　　１名
副審判副部長　　３名
審判部補佐　　若干名

（２）審判部長
イ 審判部長は、審判委を常に把握し、試合運行を円滑ならしめ、試合上の紛争に対して適正なる処置または判定を与えるなど、試合運営上の一切の責任をもち、**東大阪市軟式野球協会**の発展に協力する。
ロ 審判部長は、審判委員の互選に基づき、会長が委嘱する。
ハ 審判部長の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

（３）副審判部長
イ 副審部長は、審判部長を補佐するとともに、審判部長に事故あるときは、その業務を代行する。
ロ 副審判部長は、審判部長の指名とする。
ハ 副審判部長の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。

（４）審判部補佐
イ 審判部補佐は、常に審判技術の研究に努め、後輩の指導を行う。
ロ 審判部補佐は、審判委員の中より選出する。
ハ 審判部補佐の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

２ 審判員規定（解任・退会について）

（１）審判部長は、常に審判技術の向上に努め、試合の運行に対して全責任をもってあたり、指導者の立場で審判員の育成に協力する。

（２）審判部長は、東大阪市軟式野球協会審判部・役員の推薦、または、役員会の承認をえて、会長が委嘱する。

（３）審判部長において、審判委として不適当と認められた者（審判員の規律を乱した者・大阪府軟式野球連盟公認審判員ルール・動作・ホーム・マナーに異論し反論・違反し続けた場合＊２回以上の注意勧告違反等）については、審判部を通し審判員全体の３分の２承認の後、会長および役員会に報告し、役員会の承認をへて、解任・退会とする。一切の異論・反論に応じないものとする。

（４）審判委の任期は、審判員として体力的に不適応とみなした場合（重病・大怪我・走れない等）は、解任・退会を免れないものとする。＊一切の特例は認めない。

３ 審判委員会

（１） 審判委員会は、審判部長が必要と認めたとき、審判員の過半数の請求があったとき、および、役員会の要請があったときに、審判部長が招集し開催する。

４ 審判講習会

原則として、年に１回以上、審判講習会または研修会を行うものとする。
（全体の技術向上・審判員としての体力有無の測定・審判員の信頼関係構築）

５ その他

（１）本規約の改廃は、東大阪軟式野球協会の議決による。

（２）本規約は、２０１６年４月２６日から施行する。

（３）公認審判員ワッペン使用については、連盟（支部）が認めた大会等にのみ使用する事とする。

- 連盟（支部）が認めていない大会等に着用して出場した事が判明した場合は、規定付則８号にもとずいて処置するものとする。

公認審判員資格審査委員会規定　　（抜粋）

第７号＝公認審判員は支部の事業に協力しなければならない。
事情無く一カ年以上事業に協力しないときは、
常任理事会の議を経て登録は抹消される。

第８号＝公認審判員が連盟の取り決めに違反した場合体面を
けがすなどの行為をしたときは、常任理事会の儀を
経て登録は抹消される。